

## 横浜市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止を推進するため、市が実施する家庭用燃料電池システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 市長は次条に定める燃料電池システム（以下「対象システム」という。）を住宅へ設置し、自ら電力会社と電力受給契約を結び、当該地に住民登録及び、居住し、かつ、次の各項に該当する個人（法人、マンション管理組合等は対象外）に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 補助対象となる住宅は、横浜市内の住宅で次の各号のいずれかに適合したものでなければならない。
  - 戸建て住宅で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請対象者」という。）が当該地に住民登録し、居住する住宅。ただし、土地・建物所有者全員の同意がとれている場合に限る。
  - 二世帯住宅で、各世帯において申請対象者が当該地に住民登録し、居住する住宅。ただし、土地・建物所有者全員の同意がとれており、かつ各々の申請者が別世帯として住民登録している場合に限る。
  - 共同住宅で、申請対象者が当該地に住民登録し、居住する住宅。（建物に居住し、居住部への電力供給を目的としていれば、階段、広場等、共用部分への供給を含むシステムも可とする。）ただし、設置箇所に係る土地・建物所有者全員の同意がとれている場合に限る。
- 当該補助事業は、第9条に定める交付決定後に対象システムの設置工事に着手し、当該年度の3月10日までに第12条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。
- 前項の規定にかかわらず、対象システム付きの建売り住宅を購入する場合は、第9条に定める交付決定後に引渡しを行い、当該年度の3月10日までに第12条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。
- 当該補助事業は、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条ただし書きに定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。

### (補助対象システム)

第3条 対象システムとは、次の各号の要件に適合するものをいう。

- 一般社団法人燃料電池普及促進協会の補助金の補助対象システムとして指定されている機器であること。
- 未使用品であること。

### (補助金額)

第4条 補助金額は、1台あたり50,000円とする。

### (募集)

第5条 市長は、申請対象者を公募により募集するものとし、募集期間及び募集件数等は別表のとおりとする。

### (申請対象者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による応募をした者に対し、募集期間終了後速やかに申請対象者として決定した旨を通知するものとする。ただし、応募数が募集件数を超えた場合は、抽選により申請対象者を決定するものとする。

### (交付申請)

第7条 前条の規定により決定した申請対象者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付し、工事着工予定日の14日前（土曜、日曜、祝祭日を除く）まで、かつ別表の各期ごとの申請受付期間に、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 申請対象者として決定した旨の通知
- 対象システムの設置場所の状況を示すカラー写真
- 同意書（第2号様式）

- (4) 工事請負契約書の写し、又は建売り住宅の売買契約書の写し
  - (5) 申請者の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

#### （事務代行）

第8条 前条の規定により補助金交付申請書を市長に提出しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、事務代行届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項により届け出た者が変更する場合は、速やかに事務代行届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （受付、交付決定及び不交付決定）

第9条 市長は、補助金交付申請書を受け付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、適正な受付があった順に補助金を交付する者及び補助金交付予定額を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは交付決定に関し条件を付すことができる。
- 3 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により、また、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

#### （計画変更承認申請）

第10条 申請者は、前条第3項に定める決定通知を受けた後、申請書に記載した事項のうち、交付決定者の名義を変更する場合（ただし、親子、配偶者等に限る。）は、計画変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、対象システムの品名番号の変更など軽微な変更については、第12条に定める実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

- 2 市長は、前項の変更について承認した場合、計画変更承認通知書（第7号様式）により、変更後の申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 計画変更承認申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

#### （補助金交付申請の取下げ）

第11条 申請者は、交付決定を受けた後に対象システムの設置を中止しようとする場合は、速やかに補助金交付申請取下げ申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金交付申請の取下げについて承認した場合、取下げ承認通知書（第9号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 3 補助金交付申請取下げ申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

#### （実績報告）

第12条 申請者は、対象システムの使用を開始し、工事代金の支払いが完了した日の翌日から起算して30日以内かつ当該年度の3月10日までに、次に掲げる書類を添付して、実績報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し等、支払を証する書面
  - (2) 対象システムの設置状態を示すカラー写真
  - (3) 電力会社との電力受給契約を確認できる書類の写し
  - (4) 住民票（実績報告書の提出前3か月以内に発行されたもの）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 実績報告書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

#### （補助金額の確定及び補助金の交付）

第13条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、この要綱に適合する場合は、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第11号様式）により、申請者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

#### （対象システムの管理）

第14条 補助金の交付を受けた者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象システムの処分制限及び補助金の返還)

- 第15条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの法定耐用年数の期間内に、当該対象システムを処分しようとする場合は、事前に財産処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて対象システムを処分したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金交付決定及び補助金額の確定の取消し並びに補助金の返還)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は第9条第1項に定める補助金交付決定又は第13条に定める補助金額の確定を取り消すことができる。
- (1) 補助金の交付決定を受けた者が、この要綱に違反した場合
- (2) 補助金額の確定を受けた者が、この要綱に違反した場合
- (3) 補助金の交付を受けた者が、この補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消し通知書（第13号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しをした場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

- 第17条 この要綱により定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則 この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附則 この改正は、平成24年7月30日から施行する。

附則 この改正は、平成25年4月15日から施行する。

(別表) 募集期間、募集件数、申請受付期間 (第5条、第7条関係)

	募集期間	募集件数	申請受付期間
第1期	4月15日から5月15日まで	100件	5月22日から6月28日まで
第2期	6月14日から7月12日まで	100件	7月23日から8月30日まで
第3期	8月16日から9月13日まで	100件	9月25日から11月1日まで

※募集の受付は、郵送（往復はがき）により行う。

※応募数が募集件数に達しない場合は、差し引いた件数を翌期に繰り越して募集を行う。